

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第22号）

建築基準法に係る台帳・帳簿登録閲覧システムについての諮問（諮問第23号）

1 濟問事項

「建築基準法に係る台帳・帳簿登録閲覧システム」に関する電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項（石川県個人情報保護条例第7条第2項）の適用について

2 担当課

土木部建築住宅課

3 濟問等の経過

- (1) 平成21年11月30日 濟問
- (2) 平成22年 2月 1日 答申

4 提供先

財団法人 建築行政情報センター、国・都道府県（石川県が許可した場合）

5 提供する目的

建築基準法上の確認事務の省力化、事故対応及び安全対策の迅速化のため

6 提供する個人情報

建築主の氏名、住所、電話番号等、確認申請書に記載された事項全て

7 濟問に係る審査会の判断結果

本システムについては、全国一律で処理することが求められている事務であり、公益上の必要性があるものと認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

8 審議経過

審査回数 1回

答申第22号  
平成22年2月1日

石川県知事 谷本正憲様

石川県個人情報保護審査会  
会長 鴨野幸雄

電子計算機の結合による提供の制限の例外事項について（答申）

平成21年11月30日付建第2292号で知事から諮問（個人情報保護条例第7条第2項関係）のあった標記の件について、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

記

諮問のあった下記のシステムについては、全国一律で処理することが求められている事務であり、公益上の必要性があるものと認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

なお、個人情報の保護に関する意識の変化等を踏まえ、提供する個人情報については、必要最小限度の項目にするとともに、提供先である財団法人等については、個人情報保護の安全管理のための内部規程の整備についての指導や適切な管理を実施させる協定書を締結するなど、万全を期するよう要請する。

事務システム名	主務課	提供先	提供する目的 (提供する個人情報)
建築基準法に係る台帳・帳簿登録閲覧システム (諮問第23号)	土木部 建築住宅課	財団法人建築行政情報センター、国・都道府県(石川県が許可した場合に限る。)	建築基準法上の確認事務の省力化、事故対応及び安全対策の迅速化のため 〔建築主の氏名、住所、電話番号等、確認申請書に記載された事項全て〕